

令和3年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料
(追加分)

令和3年6月17日

令和3年6月伊那市議会定例会議案関係資料（追加分）目次

議案第9号関係資料	小黒原産業適地産業用地位置図……………	3
議案第10号関係資料(1)	伊那市個人情報保護条例新旧対照表……………	4
議案第10号関係資料(2)	伊那市手数料徴収条例新旧対照表……………	5
議案第10号関係資料(3)	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表……	6

議案第9号関係資料

小黒原産業適地産業用地位置図



1 提供用地	
団地名及び区画	小黒原産業適地B区画
地番及び地積	伊那市小沢7288番2 (25,982.01㎡)
売却価格	265,016,502円
2 売却先企業	
企業名	ユウキ食品株式会社
所在地	東京都調布市富士見町1丁目2番地2
資本金	2,000万円
代表者	代表取締役 田中 秀和
従業員	142人
事業内容	中華、東南アジア等の調味料及び料理用材料の製造・販売

議案第10号関係資料(1)

伊那市個人情報保護条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(訂正等決定後の手続等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正等決定後の手続等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p>

議案第10号関係資料(2)

伊那市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第1 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料		別表第1 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料	
手数料を徴収する事務		手数料を徴収する事務	
1～3 略		1～3 略	
<u>4</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づく事務	個人番号カードの再交付(故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求める場合)	1件につき	800円
<u>5</u> 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可		1両につき	750円
<u>6</u> 略			
<u>7</u> 略			
<u>8</u> 略			
<u>9</u> 略			
<u>10</u> 略			
<u>11</u> 略			
備考	略	備考	略

議案第10号関係資料(3)

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>